

業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県立学校モバイルデバイス管理ソフトウェアライセンスの調達及び移行業務委託について、別に定める仕様書のほか、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務の名称 県立学校モバイルデバイス管理ソフトウェアライセンスの調達及び移行業務委託
- (2) 業務の内容等 県立学校モバイルデバイス管理ソフトウェアライセンスの調達及び移行業務委託仕様書のとおり

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和9年3月12日までとする。

（委託料等）

第3条 業務の委託料等（以下「委託料等」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 円とする。（※新潟県財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。）

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第7条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、業務に関して知ることができた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（利用及び提供の制限）

第9条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知ることができた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲相手方の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 10 条 乙は、業務を行うために甲から引き渡されたデータを記録した入出力帳票及び記録媒体（以下「情報資産」という。）を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 乙は、業務を行うに当たり、個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 12 条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別記 2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(事業主の責任)

第 13 条 乙は、業務について、法律上及び財産上の事業主としての全ての責任を負うものとする。

(情報処理機器等の使用)

第 14 条 乙は、業務を処理するために必要な甲の管理する施設及び情報処理機器を、甲の承諾があれば無償で使うことができる。ただし、使用条件については、甲の定めた運用条件等に従うものとする。

(成果物の帰属)

第 15 条 乙は、この契約により作成される成果物（以下「成果物」という。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、甲の承諾がなければ、成果物の著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使してはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、成果物に乙がこの契約よりも前に保有していた著作物及び汎用的な利用が可能な著作物（以下まとめて、「乙著作物等」という。）が組み込まれている場合の当該乙著作物等の著作権は、乙に帰属するものとする。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、業務の実施状況について調査する必要があると認めたときは、随時実施調査を行い、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第 17 条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定める。

2 乙は、業務について仕様書の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、甲に対し業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約内容を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定める。

(成果報告書の提出)

第 18 条 乙は、業務を完了したときは、業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を、甲に提出しなければならない。

(成果の検査)

第 19 条 甲は、成果報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

- 2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、補正に要する費用は乙の負担とする。

(情報資産の返還)

第 20 条 乙は、情報資産を委託期間満了まで又は委託期間満了後、すみやかに甲の指示に従い、返還又は削除しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第 21 条 乙は、前条の規定にかかわらず、乙の保有する記録媒体上に存在する業務に関する一切の情報を委託期間満了まで又は委託期間満了後、消去しなければならない。

- 2 前項の消去結果について、乙は、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、方法、実施日等を明示した文書で甲に報告しなければならない。

(事故発生の報告)

第 22 条 乙は、事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、情報の漏洩、滅失、き損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(損害の負担)

第 24 条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 3 甲は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、損害額を認定しその一部を負担することがある。

(委託料等の支払)

第 25 条 乙は、第 19 条第 1 項の検査に合格したときは、委託料等を書面により、甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料等を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第 26 条 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものであることを確認したときは、乙に対して成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課す

るものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料等の減額を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに委託料等の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 前3項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げない。
- 5 前4項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 6 第1項から第4項までの規定は、第19条第1項に定める検査に合格した日から1年以内にその旨を書面にて乙に通知しないときは、適用しない。ただし、成果物を甲に引き渡した時において、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく甲の検査の実施に当たりその職務の執行を妨害したとき。
- (5) 破産の申立て、若しくは会社更生又は民事再生の手続開始の申立てがあつたとき。
- (6) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(9) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(10) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(11) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号から前号までのいずれかに該当する者と契約を締結したとき。

(12) 前各号のほか、乙が業務を履行しないとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害賠償を請求できないものとする。

(契約解除の場合における情報資産の返還)

第28条 契約解除の場合における情報資産の返還については、第20条の規定を準用する。

(契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去)

第29条 契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去については、第21条の規定を準用する。

(契約解除の場合における損害賠償)

第30条 契約解除の場合における損害賠償については、第23条の規定を準用する。

(契約解除の場合における損害の負担)

第31条 契約解除の場合における損害の負担については、第24条の規定を準用する。

(費用の負担)

第32条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議及び紛争の解決)

第33条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約の定めのない事項については、財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審専属的合意裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。